

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年新型コロナウイルス感染症の流行による経営の悪化に伴い、安定した事業経営を行うために兵庫県及び政府系金融機関等から借入れを行う町内中小企業者等に対して、信用保証料補助金及び利子補給金（以下これらを「支援補助金」という。）を交付することにより、一層の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 兵庫県中小企業融資制度の取扱金融機関
- (2) 政府系金融機関 日本政策金融公庫の各支店

(補助対象資金)

第3条 補助対象資金は、次に掲げる貸付金で、令和2年1月29日から令和3年6月30日までに融資実行されたものとする。

- (1) 兵庫県新型コロナウイルス対策貸付など令和2年新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受ける事業者支援のために創設又は要件緩和された兵庫県の貸付金
- (2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付など令和2年新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受ける事業者支援のために創設又は要件緩和された政府系金融機関の貸付金
- (3) その他令和2年新型コロナウイルス感染症の流行による経営悪化に伴う貸付金で町長が認めたもの

(補助対象者)

第4条 支援補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和2年新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている町内の事業者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き3か月以上営んでいること。
- (2) 融資を受けた月において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づくセーフティネット保証5号、セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定（それぞれ令和2年新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける場合に限る。）を受けることができる者（補助対象者の基準であり、信用保証付き融資を受ける者に限らない。）
- (3) 交付申請の時点において、町税に滞納がないこと。

(信用保証料の補助)

第5条 町長は、補助対象者が、第3条に規定する補助対象資金を取扱金融機関等から借り入れた場合に、次項及び第3項の規定により算出した額を信用保証料補助金（以下「信用保証料補助金」という。）として予算の範囲内で補助する。

2 信用保証料補助金の額は、補助対象者が兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料の額（100円未満切捨て。既往借入金（第3条に規定する補助対象資金を除く。以下同じ。）の借換えを行った場合は、既往借入金に係る信用保証料相当額を除いた額）を限度に補助する。ただし、信用保証料補助金（第3条に規定する補助対象資金を複数借り入れた場合は、それぞれの信用保証料補助金の合計額）の上限は、20万円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の制度で信用保証料に対する補助金等の交付を受けることができる者は、前2項の規定に基づき算出された額から、他の制度で交付を受けることができる額を差し引いた額（100円未満切捨て）を交付するものとする。

(利子補給金)

第6条 町長は、補助対象者が第3条に規定する補助対象資金を取扱金融機関等又は政府系金融機関から借り入れた場合に、借入金5,000万円（既往借入金の借換えを行った場合は、既往借入金相当額を除いた額。第3条に規定する補助対象資金を複数借り入れた場合は、それぞれの既往借入金相当額を除いた額の合計額）を限度に、次項から第4項までの規定により算出した額を利子補給金（以下「利子補給金」という。）として予算の範囲内で交付するものとする。

2 利子補給金の交付額は、補助対象者が支払った利子額（約定利子額のみを対象とし、延滞利子額は除く。既往借入金の借換えを行った場合は、既往借入金に係る利子相当額を除いた額）のうち年率1.0%に相当する額を限度とし、貸付金の融資実行日が属する月から起算して3年を限度として支給する。

3 前項の利子補給金の算定期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、算定期間内に支払われた利子額に対して、前項の規定により算定された利子補給金（100円未満切捨て）を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、他の制度で利子額に対する補給金等の交付を受けることができる者は、前3項の規定に基づき算出された額から、他の制度で交付を受けることができる額を差し引いた額（100円未満切捨て）を交付するものとする。

(信用保証料補助金の交付申請及び利子補給金の申込み)

第7条 支援補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年7月30日までに新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資信用保証料補助金交付申請書兼利子補給金交付申込書（様式

第1号。以下「交付申請兼申込書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる貸付金に係る交付申請兼申込書の提出期限は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和2年12月31日までに融資実行された貸付金 令和3年2月26日
- (2) 令和3年1月1日から同年3月31日までに融資実行された貸付金で信用保証料補助金の対象となるもの 令和3年3月31日

2 交付申請兼申込書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) セーフティネット保証第5号、セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定書の写し(保証制度の認定を受けていない場合は、これらの認定申請書)
- (2) 償還予定の分かる書類の写し
- (3) 既往借入金の借換えを行った場合は、既往借入金の額が分かる書類の写し
- (4) 信用保証料の支払が確認できる資料(信用保証付き融資の場合)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(信用保証料補助金の審査及び交付決定等)

第8条 町長は、交付申請兼申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資信用保証料補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)及び新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資利子補給金申込受付(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の申請者を決定する場合に必要な条件を付することができる。

(信用保証料補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により信用保証料補助金の交付決定を受けた者は、速やかに新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資信用保証料補助金請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出の後に信用保証料補助金を交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第10条 第8条の規定により利子補給金の申込受付通知書の交付を受けた者は、利子が発生する年ごとに、翌年の2月末日までに新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資利子補給金交付申請書(様式第5号)により町長に申請するものとする。

2 前項の交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利息の支払が確認できる資料
- (2) その他町長が必要と認める書類
(利子補給金の審査及び交付決定等)

第11条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資利子補給金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者は、速やかに新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資利子補給金請求書(様式第7号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出の後に利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、支援補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、支援補助金の交付を取り消し、又は既に交付した支援補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の制度により、支援補助金と同種の補助金等の受給が可能なが半明したとき。
- (3) 営業を廃止し、又は1年以上営業を停止したとき。
- (4) 返済期間を過ぎてもなお貸付金を返済しないとき。
- (5) 貸付金の貸付の決定の取消しを受けたとき。
- (6) その他町長が不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(報告、調査及び指示)

第14条 町長は、支援補助金に関して必要があると認めるときは、交付決定者及び融資機関に対して必要な報告をさせ、当該貸付金に係る帳簿、書類等を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(変更の届出)

第15条 支援補助金の交付決定通知又は申込受付通知を受けている者が、当該通知を受けた内容に変更が生じる場合は、遅滞なく新温泉町令和2年新型コロナウイルス対策融資支援補助金交付申請等内容変更届(様式第9号)に次の書類を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 変更があったことを証する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年1月29日から適用する。

附 則 (令和2年6月22日告示第79号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第64号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式 (略)